

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ダイケン
【住所又は本店所在地】	大阪市淀川区新高二丁目7番13号
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	平25年6月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ダイケン
証券コード	5900
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社ダイケン
住所又は本店所在地	〒532-0033 大阪市淀川区新高二丁目7番13号
事務上の連絡先及び担当者名	取締役総務部長 北脇 昭
電話番号	06-6392-5551

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年6月21日
訂正内容	平成25年6月21日に提出いたしました変更報告書 1 は、取引先持株会の理事長個人が提出する変更報告書であるべきところ、誤って弊社が提出したため取り下げます。